障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)(抄)

(障害者基本計画等)

- 第十一条 <u>政府は</u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、<u>障害者のための施策に関する基本的</u>な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 4 <u>内閣総理大臣は、</u>関係行政機関の長に協議するとともに、<u>障害者政策</u> <u>委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない</u>。

(障害者政策委員会)

- 第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会(以下「政策委員会」という。) を置く。
- 2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 障害者基本計画に関し、第十一条第第四項(同条第九項において準 用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるとき は、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 三 <u>障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、</u> 内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づ き講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。
- 第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。
- 2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 政策委員会の委員は、非常勤とする。
- 第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関 し必要な事項は、政令で定める。

障害者政策委員会委員名簿

(福) 日本身体障害者団体連合会副会長	阿部	かずひこ一彦
◎静岡県立大学国際関係学部教授	石川	准
(一財) 全日本ろうあ連盟理事長	おいしの石野	まださぎろう 富志三郎
(一社)日本難病・疾病団体協議会代表理事	学藤	建雄
(医) 敦賀温泉病院	うえの 上野	ができ
(一社) 日本経済団体連合会労働政策本部主幹	えんどう 遠藤	かずお和夫
東京大学先端科学技術研究センター特任研究員	おおこう	ち なおゆき 直之
(公社) 全国脊髓損傷者連合会副代表理事	大濱	ま <u>こ</u> と 具
(特非) 全国地域生活支援ネットワーク代表理事	大原	かかける
(株) 電通パブリックリレーションズ シニア・コンサルタント、	大日ブ	た ダビラ
パラリンピック金メダリスト	大日/	力 邦士
(福)全国盲ろう者協会評議員	門川	しんいちろう 神一郎
弁護士	加野	理代
(一社) 全国肢体不自由児者父母の会連合会理事	がおい	^{あや} 文
(公社) 全国精神保健福祉会連合会顧問、前理事長	かわさき	洋子
(特非) DPI日本会議事務局長	を基準	きとし
北海道知事(全国知事会)	高橋	はるみ
(福) 日本盲人会連合会長	竹下	表樹
全国手をつなぐ育成会連合会 統括	世中	正博
(特非) 日本相談支援専門員協会代表理事	玉まき	ゅきのり 幸則
筑波大学教授(人間系 障害科学域 知的·発達·行動障害学分野)	が右植	雅義
和泉市長(全国市長会)	土	ひろみち宏康
(一社) 日本発達障害ネットワーク理事、中京大学現代社会学部	2世界	まさつぐ正次
教授	, ,	
(株) 毎日新聞社論説委員	のざた 野澤	
(公社) 日本精神科病院協会理事	平川	
日本労働組合総連合会総合政策局長	平川	
ユニバーサルデザインコンサルタント、エッセイスト	松森	果林
○全国身体障害者施設協議会 制度・予算対策委員会委員長	三浦	貴子
(公財) 日本知的障害者福祉協会理事	やまざき 山崎	きをき

◎は委員長、○は委員長代理

別紙 1

資料1-3

障害者基本計画(第3次)の実施状況

【平成25年度】

分野別施策の基本的方向	 3
1 生活支援	 3
2 保健・医療	 15
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	 29
4 雇用・就業、経済的自立の支援	 43
5 生活環境	 56
6 情報アクセシビリティ	 66
7 安全・安心	 83
8 差別の解消及び権利擁護の推進	 93
9 行政サービス等における配慮	 98
10 国際協力	 108
推進体制	113
3 F C 11 .F3	

2015/9/24

Ⅲ 分野	別施策の基本	的方向	関係省庁	平成25年度推進状況
Ⅲ 分野() () () () () () () () () ()	3-(3)-1	大学等が提供する様々な機会において,障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう,授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮,教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに,施設のバリアフリー化を推進する。		○学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、スロープ、エレベーター、手すり、障害者用トイレ等の整備を推進。 ○平成25年5月1日現在、情報保障を含む授業に関する支援を実施している大学等の数は621校(全体1,190校)で、平成24年5月1日現在の601校から増加。(参考)平成26年5月1日現在 639校 ○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」(平成24年12月)で整理した、情報保障やコミュニケーション上の配慮等に係る合理的配慮の考え方について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。
	3-(3)-2	大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については,障害者一人一人のニーズに応じて,より柔軟な対応に努めるとともに,高等学校及び大学関係者に対し,配慮の取組について,一層の周知を図る。	文部科学省	〇大学入試センター試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮を実施。また、平成25年度大学入試センター試験(平成25年1月実施)から、障害のある入学志願者が出願しやすいよう、希望者に対し、出願前に受験上の配慮の内容を通知するとともに、高等学校及び大学関係者に対して、文部科学省や大学入試センターが主催する会議において配慮の取組について周知。
	3-(3)-3	障害のある学生の能力・適性,学習の成果等を適切に評価するため,大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。	文部科学省	○大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、 筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延 長、代筆解答の受験上の配慮を実施。大学入試センター試験については、大学入試セ ンターホームページにおいて、受験上の配慮決定者数を、障害等の区分別・配慮事項 別に公開している。 (参考)平成26年度大学入試センター試験(平成26年1月実施)においては、合計 2,416人について受験上の配慮を行うことを決定している。 ○各大学の平成25年度入学者選抜において、何らかの特別措置を実施した大学等の 延べ数は1,011校。 (参考)平成25年度から調査開始。平成26年度は延べ1,060校。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況		
	3)-4 入試におり の状況, S	ける配慮の内容,施設のバ 学生に対する支援内容・支 Eの受入れ実績等に関する E進する。	援体制,障害	文部科学省	
3-13	の設置なる に,障害の な取組を行 地方公共国	こおける相談窓口の統一や意味を提達し、支援体制の整備を促進しまる学生への修学支援によった学等を支援し、大学のが特別支援学が成を促進する。	するととも 関する先進的 等間や地域の		○「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の「第一次まとめ」(平成24年12月)において、短期的課題として整理した、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署設置等の支援体制の整備の促進について、独立行政法人日本学生支援機構や、各大学等が主催するセミナー、会議等を通じて周知・啓発を行うとともに、各大学の取組を促している。 ○また、同機構において、全国の大学等からの支援方法等の相談に対応するため「障害学生修学支援ネットワーク」を形成。
3-13	発を行うな	る学生の支援について理解 きめ,その基礎となる調査 じた情報提供,教職員に対 る。	研究や様々な		○独立行政法人日本学生支援機構において、障害のある学生の修学支援に関する実態 調査を実施するとともに、大学等において障害のある学生支援を担当する教職員を対 象としたセミナーやワークショップを開催。